

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当関連に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日の出町は、児童手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を十分認識するとともに、当該リスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

日の出町長

公表日

令和4年12月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関連に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の支給に関する事務を行うものである。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 ①児童手当、特例給付対象者、特別給付金対象者の資格確認、請求者及び配偶者の所得確認 ②現況届申請受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤子育て世帯生活支援特別給付金支給事務 ⑥子育て世帯への臨時特別給付金支給事務
③システムの名称	新福祉総合システム(汎用システム・システムデータクレンジング・児童福祉システム) 総合行政情報システム(住民記録・宛名管理・住民税システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第56項、第101号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の第26項、第30項、第74項、第75項、第87項、第121項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 総務課広報広聴係 電話042-588-4116(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 子育て福祉課子育て支援係 電話042-588-4113(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報-5. 評価実施期間における担当部署	子育て福祉課長 三輪秀寿	子育て福祉課長	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	IVリスク対策 項目なし	IVリスク対策 項目の内容追加	事後	
令和3年8月24日	I 関連情報-1. 特定個人ファイルを取り扱う事務①事務の名称	児童手当関連に関する事務	児童手当関連に関する事務及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の事務について【令和4年3月31日終了】)	事前	
令和3年8月24日	I 関連情報-1. 特定個人ファイルを取り扱う事務②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の支給に関する事務を行うものである。	児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の支給に関する事務を行うものである。 また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領に基づき、特別給付金の支給に関する事務を行うものである。	事前	
令和4年12月7日	I 関連情報-1. 特定個人ファイルを取り扱う事務①事務の名称	児童手当関連に関する事務及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の事務について【令和4年3月31日終了】)	児童手当関連に関する事務	事後	
令和4年12月7日	I 関連情報-1. 特定個人ファイルを取り扱う事務②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の支給に関する事務を行うものである。 また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領に基づき、特別給付金の支給に関する事務を行うものである。	児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の支給に関する事務を行うものである。 ⑤子育て世帯生活支援特別給付金支給事務 ⑥子育て世帯への臨時特別給付金支給事務	事後	当該事務が追加されたため
令和4年12月7日	I 関連情報-3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第56号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第56項、第101号	事後	根拠法令を追加したため
令和4年12月7日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の第26項、第30項、第74項、第75項、第87項	番号法第19条第7項 別表第二の第26項、第30項、第74項、第75項、第87項、第121項	事後	根拠法令を追加したため
令和4年12月7日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 総務課広報広聴係 電話042-597-0511(代)	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 総務課広報広聴係 電話042-588-4116(直通)	事後	
令和4年12月7日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 子育て福祉課子育て支援係 電話042-597-0511(代)	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 子育て福祉課子育て支援係 電話042-588-4113(直通)	事後	
令和4年12月7日	II しいき値判断項目-1. 対象人数 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	時点修正したため
令和4年12月7日	IVリスク対策-8. 監査		自己点検	事後	